

田川市特別職報酬等審議会

答 申 書

平成28年11月

平成28年11月21日

田川市長 二 場 公 人 殿

田川市特別職報酬等審議会

会長 田 中 哲 也

議員報酬等の額等について（答申）

平成28年10月4日付田総人第559号をもって当審議会に意見を求められた議員報酬及び特別職の給料の額（以下「議員報酬等の額」という。）について、下記のとおり答申します。

記

1 議員報酬月額

- (1) 議 長 476,000円（据え置き）
- (2) 副議長 422,000円（据え置き）
- (3) 議 員 394,000円（据え置き）

2 特別職給料月額

- (1) 市 長 769,000円（据え置き）
- (2) 副市長 672,000円（据え置き）
- (3) 教育長 607,000円（据え置き）

3 その他意見を求められたもの

(1) 期末手当

田川市特別職報酬等審議会条例第2条の規定及び県内他市の状況を調査・検討した結果、期末手当については当審議会の所掌事項ではないと判断します。

したがって、期末手当の改定の方法についても当審議会において審議することは適当でないと判断します。

(2) 病院事業管理者の給料の額

平成25年度に開催された田川市特別職報酬等審議会（以下「前回審議会」という。）では付記事項として意見を付していますが、田川市特別職報酬等審議会条例第2条の規定及び病院事業管理者の職務の特殊性に鑑み、当審議会において審議することは適

当でないと判断します。

4 審議内容

当審議会では、平成28年10月4日に市長から諮問を受け、事務局から提出された資料及び審議会から提出を求めた資料等を参考に、前回答申（平成25年）以降の状況変化等を踏まえ慎重な審議を行いました。

審議の状況は、次のとおりです。

(1) 総論

諮問された議員報酬等の額について、市政の状況、県内他市の状況、本市の財政状況等を参考としつつ審議を行いました。

市民を代表し本市の意思決定を担う市議会議員及び本市行政の最高責任者である市長をはじめとする特別職の職責は重く、議員報酬等の額は、市議会議員の活動状況や特別職の職務及び成果を判断し、定める必要があります。しかし、その評価基準を一律に定めることは困難であることから、過去の経緯、県内他市との比較等を基にした議論により、議員報酬等の額を総合的に判断しました。

(2) 市議会議員の報酬の額

「議員活動の状況が見えづらい。」、「市民感覚、市民感情からすれば、議員報酬の額は高水準である。」との意見が委員の一部にあったものの、議会公用車の廃止、政務活動費の全廃、議会基本条例や議員報酬等の特例に関する条例の制定など近年における市議会自らの改革は一定の評価ができるものです。

本市市議会議員の報酬の額は、県内他市と比較して中位であり、特別職の給料の額が下位にあることと比較して若干高位ではありますが、政務活動費等を含めて比較した場合、決して高い水準ではないといえます。

これらの状況に加え、各種資料を参考に審議した結果、前回答申以降、市議会議員の報酬を「引き上げる」又は「引き下げる」大きな要因の変化がないものと判断し、「据え置き」が妥当との結論に至りました。

(3) 特別職の給料の額

県内他市との比較における本市特別職の給料の額は下位であり、「都市の規模に見合った額に引き上げてよいのではないか。」、「地方創生・地域振興に尽力するためにもその職責に見合った額に引上げが必要」との意見がある一方、「将来的な財政見通しや財政指標の改善など明確な根拠がない中での引上げについて、市民の理解を得ること

ができない。」との意見がありました。

各種資料を参考に審議をした結果、前回答申以降、特別職の給料の額を「引き上げる」又は「引き下げる」大きな要因の変化がないものと判断し、「据え置き」が妥当との結論に至りました。

(4) 期末手当

地方自治法第203条では、市議会議員の報酬等について、議員報酬と期末手当を区別して定めており、同法第204条では特別職を含む職員の給料等についても給料と期末手当等の手当を区別して規定していますが、当審議会の所掌事項は、田川市特別職報酬等審議会条例第2条において、「市長は、議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬の額等について審議会の意見を聞くものとする。」と規定されています。

また、県内他市における市議会議員及び特別職の期末手当については、特別職報酬等審議会において審議を行っている団体は皆無であり、その大多数は国の特別職に準拠して支給月数を決定している状況であります。

これらのことから、当審議会において、独自に市議会議員及び特別職の期末手当を審議することは適当でなく、算定方式を検討することについても困難であると判断しました。

(5) 病院事業管理者の給料の額

病院事業管理者の給料の額については、前回審議会で意見を求められ、今回もそれを先例として意見を求められましたが、病院事業管理者の給料についても期末手当と同様に、条例上審議会の所掌事項とされていません。

病院事業については、田川市及び田川地域の住民の生命及び健康を守る重責が課せられており、医療の質・量の向上を図るためには、その最高責任者である病院事業管理者には相応の給料が支給されるべきであるということは、市民も理解していると考えます。

病院事業管理者は、市立病院の慢性的な医師不足に対する医師確保、経営危機からの離脱のため、外部から招聘されましたが、平成26年度には18年ぶりの経常収支の黒字化を達成するなど、病院経営の改善に一定の成果を上げています。

これらの状況から、病院事業管理者の給料の額については、病院経営の専門知識なく、軽々に論じることができない問題であり、当審議会において審議することは、適

当でないと判断しました。

5 おわりに

今回の答申については、延べ5回の審議を重ね、慎重に検討を行った結果、結論に達したものであります。

なお、審議会の開催については、社会情勢の変化に対応するため、定期的に開催することが望ましく、開催時期については、中立的な立場で、公平・公正に審議を行うことができる時期に開催することが最適と考えます。

よって、市長をはじめとする特別職及び市議会議員の任期が4年であることから、今後は原則4年ごとに開催されるよう配慮をお願いします。

おわりに、市議会議員におかれては、政務活動費の廃止や議員定数の削減ほか、議会改革の推進に自ら邁進されておりますが、常にその責務を十二分に果たすべく努めることが求められます。今後も引き続き市議会議員としての自覚を持ち、議会一体となって、市民全体の期待に応え、市民福祉の向上のため活動されることを望みます。

また、市長におかれては、昨年の就任以降、田川再生のために尽力されているところですが、田川市のあるべき姿、市民が望むべき未来の実現に向け、市長をはじめとする特別職が一丸となり、全力で取り組んでいただくことを期待します。

本審議会の審議に参加した委員は、次のとおりである。

会 長	田 中 哲 也	(公立大学法人福岡県立大学)
職務代理	大 宅 俊 一	(田川市区長会)
委 員	朝 部 浩 義	(田川農業協同組合)
委 員	安 藤 正 宣	(連合福岡京築・田川地域協議会)
委 員	佐 渡 文 夫	(田川商工会議所)
委 員	杉 本 勝 行	(部落解放同盟田川市協議会)
委 員	鳥 越 郁 代	(公立大学法人福岡県立大学)
委 員	長 尾 純 子	(たがわ21女性会議)
委 員	中 島 ミツ子	(田川商工会議所女性会)
委 員	山 本 一 紀	(田川市民生委員児童委員協議会)

審議会は次のとおり開催された。

第1回 平成28年10月 4日

第2回 平成28年10月14日

第3回 平成28年10月21日

第4回 平成28年10月28日

第5回 平成28年11月10日